

第5章 環境配慮事項

本事業では選定した環境要素の項目について、川崎市環境基本計画に定められている保全目標を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲で低減するために、表5-1に示す環境配慮事項を検討する。

表5-1 環境配慮事項（選定した環境要素の項目）

環境要素の項目		環境配慮事項
建造物影響	電波	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の進捗により本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて共同受信施設の設置やCATVの加入等の適切な障害対策を実施する。 ・工事中におけるテレビ電波の受信障害に対しては、クレーンの未使用時には、ブームを電波到来方向に向ける等の適切な障害防止対策を講じる。
	ビル風	<ul style="list-style-type: none"> ・地上部への風の影響をなるべく低減するよう配慮した建物形状とする。 ・防風植栽の樹種選定等に留意するとともに、適正な維持管理計画を策定する。 ・必要に応じて、防風フェンス等の設置を検討する。
	日照	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間日影の影響を受ける範囲をなるべく小さくするよう配慮した建物形状とする。
緑	緑化地	<ul style="list-style-type: none"> ・総合設計制度を活用して、本庁舎敷地の外周には緑を配置した歩道状空地、第2庁舎跡地には高木を配置した広場を創出するとともに、大景木植栽や屋上緑化等を積極的に検討する。 ・緑化面積は、「川崎市緑化指針」の確保すべき緑化面積率、「地域環境管理計画」に基づく緑被率を満足する計画とする。 ・植栽樹種は、計画地及びその周辺で良好に生育している樹種、潜在自然植生や代償植生の構成種を主体とし、生育環境に適合する樹種とする。 ・計画地南側の川崎府中線（主要地方道9号）は、「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」において川崎駅と富士見公園（緑の拠点）とを結ぶ「緑の散策路」に位置付けられていることから、その中間点となる第2庁舎跡地には、「うるおいの核」となる広場を整備して効果的に高木を配置し、計画地周辺との連続性に配慮する。
都市アメニティ	都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・近代化遺産として一定の文化的、歴史的価値があると考えられる既存庁舎の一部を、創建当時の姿を復刻した低層棟として新築復元することにより、都市の記憶を継承する。 ・人々が集う広場やアトリウム空間は、まちのにぎわいを創出し、それを周辺市街地に波及させていくために、デザインの質について一定の配慮をする。 ・超高層棟のデザインや色彩は、低層棟のデザインや周辺地域の景観との連続性・整合性を確保するとともに、近景から遠景までの様々な見え方に配慮した新たな都市景観を創造する。 ・超高層棟は遠くからも視認性が高いことから、まちの景観を損なわないよう、外観のデザインの質について一定の配慮をする。 ・外構計画は、川崎府中線（主要地方道9号）の街路樹と調和した広場や歩行者空間を整備し、うるおいが感じられる魅力的な都市景観を形成する。 ・サインや屋外広告物は、大きさ、色彩、設置場所に配慮した統一感のあるデザインとし、原則として中・高層部においては懸垂幕等を常設しないなど、良質な都市景観の形成に配慮する。 ・本庁舎敷地の外周に歩道状空地を整備するとともに、第2庁舎の跡地を広場とし、高木等による緑化を行う。
	利用者に優しい公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル」における「望ましい水準」を目標に、窓口カウンターの高さ・形状や車いす動線に配慮した通路幅など、利用者の目線によるきめ細かな配慮を行い、バリアフリー化を図る。 ・車いす対応の駐車スペースを確保する。 ・車いす利用者やオストメイト対応の多機能トイレや授乳室、点字・音声案内、子どもや外国人にも配慮したピクトグラム、市政情報・災害情報・環境情報を表示するモニターなど、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った設備の充実に努める。 ・低層棟と超高層棟の間に屋根の付いた半屋外空間のアトリウムを設け、市民に開放された空間として活用できるようにする。 ・第2庁舎跡地を、市民に開放された広場として整備する。 ・アトリウムに面する低層棟の1、2階部分に情報プラザを設置し、川崎市の文化・歴史・観光などの情報や、川崎市が取り組んでいる様々な施策などの情報を発信する機能を持つ新たなスペースとすることを検討する。

また、本事業では供用時のその他の環境要素の項目についても、表5-2に示す環境配慮事項を検討する。

表5-2 環境配慮事項（その他の環境要素の項目）

環境要素の項目	環境配慮事項
大 気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車及びサービス車両等の施設関連車両に対して「川崎市エコ運搬制度」に基づくエコドライブの実施や低公害車の利用を要請する。 ・ ボイラー及びコージェネレーションシステム等の設備機器は、窒素酸化物濃度がより低く、エネルギー効率の優れた機器の採用に努める。 ・ ボイラー及びコージェネレーションシステム等の排気口は必要な通風力を確保し、排出ガスが周辺環境に影響を及ぼさないよう十分大気中に拡散できる位置に設置する。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調等の設備機器は、低騒音型機器の採用に努める。 ・ 騒音レベルの大きい設備機器は、原則として屋内に設置する。 ・ 振動の発生するおそれのある設備機器には、必要に応じて防振ゴムを設置する等の対策を行う。
都市気温	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断熱性能及び気密性能に優れた部材の選定等による建築的配慮により、熱負荷の低減に努め、人工排熱を少なくする。 ・ 敷地外周及び低層棟屋上に緑化を行うことで、都市緑化による地表面被覆の改善を図る。 ・ 空調等の設備機器はエネルギー効率の優れた機器を採用し、人工排熱を少なくする。
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の環境配慮技術の導入や再生可能エネルギーの積極的な利用により、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減に努める。 ・ 計画建築物は川崎市建物環境配慮制度（CASBEE 川崎）の最高ランクであるS評価の取得をめざし、環境への負荷を軽減する環境配慮技術の導入に努める。 ・ 太陽光による発電設備や雨水・井水利用の衛生設備など、自然の力を有効利用した設備の導入に努める。
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ BEMSを導入し、電力使用量の可視化や効率的な制御による最適なエネルギーマネジメントを実現するとともに、川崎駅周辺のスマートコミュニティ実証事業と連携し、川崎駅周辺地区におけるエネルギー利用の効率化に寄与するように図る。 ・ 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、環境に配慮した契約や物品の調達等を推進する。
資源・廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内の適切な場所に廃棄物保管施設を設置し、廃棄物の飛散や臭気が発生しないよう、廃棄物保管状況の清掃及び点検を実施する。 ・ 職員及び利用者等に対して、掲示板、張り紙等により、ごみの発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、ごみの減量化やリサイクルの推進に努める。